（表）

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

会津美里町教育委員会

　学習用タブレット借用申請書

申請者（利用者）

在籍学校名等　　　　　　　学校　　年　　組

児童生徒氏名

会津美里町立小・中学校学習用タブレット等貸与規程第７条第１項の規定により、学習用タブレット端末及びその付属品を借用したいので、申請します。

また、申請にあたり、裏面の遵守事項を守ることを誓約します。

【保護者記入欄】

|  |
| --- |
| 私は、利用者が負担すべき一切の債務について、利用者と連帯して負担することを保証します。保護者署名　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

（裏）

学習用タブレット貸与に係る遵守事項

１　利用者は、貸与物品の使用方法及び取扱いについて教育委員会及び校長の指導に従い、細心の注意をもって貸与物品を管理しなければならない。

２　利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸与物品を利用者以外の者(利用者を指導する教職員を除く。)に使用させ、又は転貸すること。

(2) 貸与物品を売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。

(3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。

(4) 貸与物品を教育の目的以外に使用すること。

(5) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。

(6) 貸与物品に校長の許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールすること。

(7) 教育委員会が別に定める学習用タブレットの使用に関するルール等に反する行為を行うこと。

(8) その他学習用タブレットの貸与の目的に反すること。

３　利用者は、教育委員会又は校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

４　利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行うこと。

(2) 必要に応じて、教育委員会又は校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。

５　学習用タブレットの在籍校以外の場所での充電及び通信に係る経費は、利用者の負担とする。

６　利用者は、貸与物品の紛失・盗難があったとき又はその責めに帰すべき事由により貸与物品が毀損したときは、直ちに学習用タブレット等紛失・盗難・毀損届を教育委員会に提出しなければならない。

７　前項の場合において、紛失・盗難・毀損の理由が利用者の故意又は２の規定に違反する行為によるものと認められるときは､利用者がその現品若しくは対価により弁償し、又は修繕等の原状復旧に要する費用を負担しなければならない。

８　利用者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により、町又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

９　貸与物品の使用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、町は、その責任を負わないものとする。

10　貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を取り消されることがある。

(1) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。

(2) 貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

11　利用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

12　利用者は、貸与の決定を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、貸与物品を返却しなければならない。

13　利用者は、返却に際し、学習用タブレット返却届を提出するものとする。

14　返却に際し、利用者の責めに帰すべき事由による貸与物品の毀損が発覚した場合は、利用者の負担において修繕又は弁償しなければならない。

15　利用者が、貸与物品を返却日までに返却せず、教育委員会からの督促にも応じない場合は、利用者は、貸与物品の価額を弁償しなければならない。

16　利用者の保護者（親権者又は未成年後見人）は、学習用タブレットの貸与に関し利用者が負担すべき一切の債務について利用者に連帯して保証しなければならない。